

# 競漕規則・細則 新旧対照表 (2022年4月1日発効、統合版)

朱書き・下線を付した箇所が改正部分である

改正前	改正後
<p>第1条 (目的・精神)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 本規則は、競技者 (アスリートのこと。以下本文においては「競技者」の用語を用いる。) が安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に発揮し、公平公正に戦えることを目指し、国際ボート連盟 (<a href="#">Federation Internationale des Societes d' Aviron</a>、以下「<a href="#">FISA</a>」と略称する。) のルールを踏まえた規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などを、できる限り日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供するとともに、これに参加する競技者に、世界基準の規則、慣習や考え方に習熟することで、一層の成長・向上を促そうとするものである。</p>	<p>第1条 (目的・精神)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 本規則は、競技者 (アスリートのこと。以下本文においては「競技者」の用語を用いる。) が安全で健康的で快適な環境で、その持てる力を最大限に発揮し、公平公正に戦えることを目指し、国際ボート連盟 (以下「<a href="#">World Rowing</a>」と称する。) のルールを踏まえた規則、慣習、考え方、情報、施設設備、組織などを、できる限り日本国内の大会でも準拠・採用することで、世界に伍し得る競漕環境を提供するとともに、これに参加する競技者に、世界基準の規則、慣習や考え方に習熟することで、一層の成長・向上を促そうとするものである。</p>
<p>第3条 (適用範囲)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 日本国内で行われる国際大会は、原則として <a href="#">FISA</a> の規定により行われる。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第3条 (適用範囲)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 日本国内で行われる国際大会は、原則として <a href="#">World Rowing</a> の規定により行われる。</p> <p>3 (同左)</p>
<p>第5条 (役員等)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 大会の役員は、競技・記録、審判、施設・水路、安全・環境、医科学、広報、パラローイング、コースタルローイング、アンチ・ドーピングその他、大会実施に必要な資質・資格を有する者をもって構成する。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 各役員の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競技は、競漕委員会を補佐し、大会の組合せ、抽選、参加資格の事前審査等競技運営に関わる業務を担当する。</p> <p>(2) 審判は、レースに関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・監視員・発艇員 (スターター) ・線審・主審・判定員をもって構成する。当協会主催または主管の国内大会の審判は当協会公認審判員資格を必要とし、当協会主催または主管の国際大会の審判および補助審判員は、それぞれ <a href="#">FISA</a> 国際審判員資格と当協会公認審判員資格を必要とする。当協会公認審判員に関する詳細は審判員規定で定める。</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(4) 記録は、レースに関する計時のほか天候・風向・風速等、すべての記録を担当する。</u></p> <p><u>(5) 安全・環境は、航行規則 (トラフィック・ルール) を含む相当な安全対策全般を担当する。</u></p> <p><u>(6) 医科学は、大会における傷病者の応急措置 (医療機関への連絡・引継ぎ等を含む。) を担当する。</u></p> <p><u>(7) 広報は、大会の報道を担当し、メディアの対応にあたる。</u></p>	<p>第5条 (役員等)</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>6 各役員の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 競技は、競漕委員会を補佐し、大会の組合せ、抽選、参加資格の事前審査等競技運営に関わる業務を担当する。<u>また、記録は、レースに関する計時のほか天候・風向・風速等、すべての記録を担当する。</u></p> <p>(2) 審判は、レースに関する指揮・判断・決裁などを行い、審判長・監視員・発艇員 (スターター) ・線審・主審・判定員をもって構成する。当協会主催または主管の国内大会の審判は当協会公認審判員資格を必要とし、当協会主催または主管の国際大会の審判および補助審判員は、それぞれ <a href="#">World Rowing</a> 国際審判員資格と当協会公認審判員資格を必要とする。当協会公認審判員に関する詳細は審判員規定で定める。</p> <p>(3) (同左)</p> <p><u>(4) 安全・環境は、航行規則 (トラフィック・ルール) を含む相当な安全対策全般を担当する。</u></p> <p><u>(5) 医科学は、大会における傷病者の応急措置 (医療機関への連絡・引継ぎ等を含む。) を担当する。</u></p> <p><u>(6) 広報は、大会の報道を担当し、メディアの対応にあたる。</u></p> <p><u>(7) パラローイングは、パラローイング種目実施のための環境整備を担当する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(8)</u> パラローイングは、パラローイング種目実施のための環境整備を担当する。</p> <p><u>(9)</u> コースタルローイングは、コースタルローイング大会およびビーチスプリント大会の運営を指揮する。</p> <p><u>(10)</u> アンチ・ドーピングは、JADA と協力し、大会におけるドーピング検査を遂行する。</p>	<p><u>(8)</u> コースタルローイングは、コースタルローイング大会およびビーチスプリント大会の運営を指揮する。</p> <p><u>(9)</u> アンチ・ドーピングは、JADA と協力し、大会におけるドーピング検査を遂行する。</p>
<p>第 9 条（艇の規格等）</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 パラローイング艇については、<u>FISA</u> の定める規格を満たさなければならない。</p>	<p>第 9 条（艇の規格等）</p> <p>1～3 （同左）</p> <p>4 パラローイング艇については、<u>World Rowing</u> の定める規格を満たさなければならない。</p>
<p>第 10 条（安全用具）</p> <p>1 <u>すべての艇は、艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。</u></p> <p>2 <u>すべての艇のフットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式でなければならない。</u></p> <p>3 <u>前 2 項に違反している艇は、用途や場所などを問わず、いかなる場合も使用できないし、この違反艇でレースに出漕したクルーは失格となる。</u></p> <p>第 10 条（安全用具） 第 2 項細則</p> <p><u>第 10 条第 2 項の「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。</u></p> <p>(1) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかとが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立して固定しな</p>	<p>第 10 条（艇と装備の安全性）</p> <p>1 <u>安全のために、すべての艇とその装備は以下の条件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>(1) 艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けること。</u></p> <p><u>(2) フットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式であること。</u></p> <p><u>(3) コックスシートの開口部は長さが 70cm 以上で、艇と等しい 50cm 以上の幅があること。コックスシートの内面は滑らかで、コックスシート内側の幅を阻害するような構造物がないこと。</u></p> <p><u>(4) 製造票にある設計体重と同じ平均体重の漕手がシートに座った状態で艇が完全に浸水した時、漕手のシート上面が静水面より最大 5cm 以上沈まないこと。</u></p> <p><u>(5) スウィープオールのブレード厚は 5mm 以上、スカルオールのブレード厚は 3mm 以上であること。ただし、ブレード厚はスウィープオールの場合はブレードのエッジから 3mm のところで計測し、スカルオールの場合はブレードのエッジから 2mm のところで計測する。</u></p> <p>2 <u>ボートメーカーとサプライヤーは前項第 1 号から第 5 号を満たす艇およびオールを製造・販売しなければならない。</u></p> <p>3 <u>大会を運営する役員・審判・スタッフは上記の安全条件が満たされた艇のみがレースに参加するよう、可能な限りの対策を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>第 1 項第 1 号から第 5 号を順守することはクルーとその所属団体の責任である。大会において、役員・審判の是正の指示に従わずに違反艇でレースに出漕したクルーは、失格までの罰則が与えられる。</u></p> <p>第 10 条（艇と装備の安全性） 第 1 項第 2 号細則</p> <p>「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかとが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立して固定するこ</p>

改正前	改正後
<p>ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造で<u>なければならない。</u></p> <p>(2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。</p> <p>第 10 条（安全用具）第 3 項細則 この罰則規定のうち第 2 項（フットストレッチャー）に係わるものについては 2023 年 4 月 1 日から適用とし、それまでは当該クルーに指導<u>を</u>与える。</p>	<p>がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造<u>であること。</u></p> <p>(2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。</p> <p>第 10 条（艇と装備の安全性）第 4 項細則 罰則規定のうち第 1 項第 2 号（フットストレッチャー）に係わるものについては 2023 年 4 月 1 日から適用とし、それまでは当該クルーに指導<u>が与えられる。</u></p>
<p>第 20 条（罰則等） 違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 警告</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③レッドカード（Red Card 除外） 次の場合にクルーに対して与えられる警告。 ア 同一ラウンド内で 2 回のイエローカードを受けた場合 イ 無断で発艇（スタート）時刻に遅れ、レースに参加しなかった場合（放棄） ウ その他重大なルール違反があった場合</p> <p>(3) 罰則・不利益処分</p> <p>①最下位付置 次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。 ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて最小重量に満たなかった場合 イ 決勝レースもしくは順位決定レースを棄権・<u>放棄</u>した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合</p> <p>②除外 レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。<u>ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルー（棄権・放棄を除く）を最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認めることがある。</u></p> <p>③失格（クルー単位） 対象となるクルーの当該<u>大会に関する</u>出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。</p> <p>第 20 条（罰則等）細則 1 指導および警告は、レース中の他、レース終了後、又は、レース前の回漕中および練習中にも与えられることが</p>	<p>第 20 条（罰則等） 違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 警告</p> <p>①、② (省略)</p> <p>③レッドカード（Red Card 除外） 次の場合にクルーに対して与えられる警告。 ア 同一ラウンド内で 2 回のイエローカードを受けた場合 イ 無断で発艇（スタート）時刻に遅れ、レースに参加しなかった場合（放棄） ウ その他重大なルール違反があった場合</p> <p>(3) 罰則・不利益処分</p> <p>①最下位付置 次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。 ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて最小重量に満たなかった場合 イ 決勝レースもしくは順位決定レースを棄権した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合</p> <p>②除外 レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。<u>レッドカードを受けて除外となったクルーのその種目における順位はつかない。</u></p> <p>③失格（クルー単位） 対象となるクルーの当該<u>種目への</u>出漕資格を失わせ、<u>かつ当該クルーメンバーは</u>当該大会中の全種目に出漕できないとする処分。<u>失格となったクルーのその種目における順位はつかない。</u></p> <p>第 20 条（罰則等）細則 1 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>ある。</p> <p><u>2 予選においてレッドカードを受けたクルーが次のラウンド（敗者復活）に出漕できるか否かは、は大会要項もしくは代表者会議により周知されなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の場合、レッドカードを受けたクルーは、他のクルーとの公平を期すため、予選レースを漕了しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の場合、正常な競漕速度でレースを漕了しなければならない。本項に違反したクルーは失格になることがある。</u></p> <p>5 BUW による複数の最下位付置クルーの順位は、不足重量が少ないクルーが上位となる。</p> <p>6 BUW 以外の理由による複数の最下位付置クルーは、同順位で繰り上がるものとする。</p>	<p>2 BUW による複数の最下位付置クルーの順位は、不足重量が少ないクルーが上位となる。</p> <p>3 BUW 以外の理由による複数の最下位付置クルーは、同順位で繰り上がるものとする。</p>
<p>第 21 条（競技者資格の充足）</p> <p>1、2 （省略）</p> <p>3 パラローイング漕手については、<u>FISA</u> の定める障がい者クラス PR1、PR2、PR3 に該当する競技者、および公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の公的証明書の交付により障がい者として認定を受けた者とする。</p>	<p>第 21 条（競技者資格の充足）</p> <p>1、2 （同左）</p> <p>3 パラローイング漕手については、<u>World Rowing</u> の定める障がい者クラス PR1、PR2、PR3 に該当する競技者、および公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の公的証明書の交付により障がい者として認定を受けた者とする。</p>
<p>第 27 条（競技者交代等）</p> <p>1、2 （省略）</p> <p>3 交代した競技者が復帰しようとする場合には、その旨競漕委員会に届け出て受理されなければならない。この場合において、交代の理由が傷病によるものであるときには、交代申請時に診断した医師と同じ医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>4 （省略）</p>	<p>第 27 条（競技者交代等）</p> <p>1、2 （同左）</p> <p>3 交代した競技者が復帰しようとする場合には、<u>そのクルーの大会最初のレースの発艇定刻 1 時間前までに</u>、その旨競漕委員会に届け出て受理されなければならない。この場合において、交代の理由が傷病によるものであるときには、交代申請時に診断した医師と同じ医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>4 （同左）</p>
<p>第 39 条（スタート手順）</p> <p>1～6 （省略）</p> <p>7 気象条件等正当な理由がある場合、発艇員の判断でクイックスタートが行われることがある。この場合、発艇員からあらかじめクイックスタートであることが伝えられ、ロールコールに代え、「<u>クイックスタート</u>」と発せられ、以降は通常の手順に従って行われる。</p>	<p>第 39 条（スタート手順）</p> <p>1～6 （同左）</p> <p>7 気象条件等正当な理由がある場合、発艇員の判断でクイックスタートが行われることがある。この場合、発艇員からあらかじめクイックスタートであることが伝えられ、ロールコールに代え、「<u>オールクルーズ</u>」と発せられ、以降は通常の手順に従って行われる。</p>

改正前	改正後
<p>第 42 条（スタートでの異議申立）</p> <p>スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。</p> <p>主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第 42 条（スタートでの異議申立）</p> <p>（同左）</p> <p><u>第 42 条（スタートでの異議申立） 細則</u></p> <p><u>例えば、申立てができるのは以下の違反等に対する異議とする。</u></p> <p><u>1 当該ラウンドの前のラウンドのレース終了後の回漕中およびクールダウン中のトラフィックルール違反。この違反に対する異議は監視員に申し立てることができる。</u></p> <p><u>2 当該ラウンドのレースに向かう途中の回漕中およびウォームアップ中のトラフィックルール違反</u></p> <p><u>3 スタート 2 分前までにスタートに到着しなかった違反</u></p> <p><u>4 スタートで発覚した艇・オールの構造、装備、標示に対する違反</u></p> <p><u>5 スタートで発覚したクルーの着衣、携行品およびそれらへの標示に対する違反</u></p> <p><u>6 フォルススタート</u></p> <p><u>本条による異議が却下された場合、当該クルーは第 75 条の規定による不服申立を行うことができる。</u></p>
<p>第 47 条（主審のクルーへの指示）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、特定のクルーに対し主審から操舵指示を<u>される</u>ことがある。</p>	<p>第 47 条（主審のクルーへの指示）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 航行を妨げる物その他により、クルーに危険が生じる可能性がある場合、特定のクルーに対し主審から操舵指示を<u>受ける</u>ことがある。</p>
<p>第 59 条（レース未漕了）</p> <p>レースを漕了していない次のクルーは、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、最下位となる。</p> <p>(1) 棄権、放棄、発艇（スタート） 定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー：「DNS」と記録する。</p> <p>(2) スターターの発艇（スタート） 号令にかかわらずスタートしなかったクルー：「DNS」と記録する。</p> <p>(3) 主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー：「DNF」と記録する。</p>	<p>第 59 条（レース未漕了）</p> <p>レースを漕了していない次のクルーは、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、<u>放棄したクルーを除き</u>、最下位となる。</p> <p>(1) ～ (3) （同左）</p>

改正前	改正後
<p>第 70 条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1、2 （省略）</p> <p>3 当協会のアンチ・ドーピング関連規定およびドーピング違反に関する規定等は、世界アンチ・ドーピング規定（World Anti-Doping Code）とその細則および <u>FISA</u> アンチ・ドーピング細則に準拠し、その詳細はアンチ・ドーピング規定等に定める。</p>	<p>第 70 条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1、2 （同左）</p> <p>3 当協会のアンチ・ドーピング関連規定およびドーピング違反に関する規定等は、世界アンチ・ドーピング規定（World Anti-Doping Code）とその細則および <u>World Rowing</u> アンチ・ドーピング細則に準拠し、その詳細はアンチ・ドーピング規定等に定める。</p>
<p>第 72 条（相互信頼・相互尊敬）</p> <p>1 すべての競技者は公正に競技し、競技参加者と大会役員、競技スタッフ等に敬意をもって接しなければならず、レーススケジュール通りスタートし、水上でも陸上でも、大会役員の指示に従わなければならない。</p> <p>2 すべての大会役員、競技スタッフは、競技者が日頃のトレーニングの成果を大会で十分に発揮できるよう、相当の注意をもって職務を遂行するものとする。</p>	<p>第 72 条（相互信頼・相互尊敬）</p> <p>1、2 （同左）</p> <p><u>3 すべての大会役員、競技スタッフは、競漕規則・細則等がすべての選手に対して公正に適用され、かつ競漕が選手を尊敬する雰囲気で行われることを保証しなければならない。</u></p>
<p>第 74 条（異議申立）</p> <p>1 レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。</p> <p>2 前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから挙手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。</p> <p>第 74 条（異議申立）第 2 項細則</p> <p>主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>	<p>第 74 条（異議申立）</p> <p>1、2 （同左）</p> <p>第 74 条（異議申立）第 2 項細則</p> <p>（同左）</p>
<p>第 75 条（不服申立）</p> <p>1 前条第 2 項の異議を却下した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により、当該決定の告知後 1 時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人を通じる等して、審判の資格を有する者 3 名（当該決定を下した審判以外の者）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。</p> <p>2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知するものとする。</p> <p>3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する不服審査委員会</p>	<p>第 75 条（不服申立）</p> <p>1～3 （同左）</p>

改正前	改正後
<p>の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる</p>	<p><u>第75条（不服申立）第1項細則</u></p> <p><u>1 以下の事項に対する不服は、前条（異議申立）による異議申立を経ずに、不服申立を行うことができる。この場合の不服申立の手順、不服審査委員会による審査および不服審査委員会の決定に対する裁定申立については、第75条第1項ないし第3項に準ずる。</u></p> <p><u>（1）DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティ</u></p> <p><u>（2）他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合</u></p> <p><u>（3）発表されたレース結果</u></p> <p><u>2 「当協会所定の書式」とは、不服申立の対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と不服の根拠となる規則・規程の条文および所属団体代表者の署名と提出日が記載されていればよく、用紙の種類やレイアウト等の様式は問わない。不服申立書は不服審査委員会に提出し、不服審査委員会は不服申立書を受理した日時を記録する。</u></p> <p><u>第75条（不服申立）第2項細則</u></p> <p><u>1 不服申立に対する不服審査委員会の回答告知は、必ず文書によって行う。</u></p> <p><u>2 不服申立書、その回答文書および参考資料は大会報告書と共に保存する。</u></p> <p><u>3 不服申立を強引に対面・口頭で行おうとする競技者・所属団体代表者およびそれに応じた審判・大会役員は、第72条（相互信頼・相互尊敬）、第73条（コンプライアンスの重視）および本条に対する違反として、コンプライアンス規定あるいは懲罰規定にもとづく処分を受けることがある。</u></p> <p><u>4 不服審査委員会を構成する3名の審判資格保有者は、当該大会の審判長および審判長が指名する2名の経験豊富な審判とし、後者は可能なかぎり当日の審判業務から外れていることが望ましい。</u></p> <p><u>5 審判長は不服審査委員会を構成する3人の審判資格保有者の氏名を、競漕日ごとに、その日の第1レース開始までに、競漕委員会指定の掲示板に掲示する。</u></p> <p><u>6 不服申立の対象となった事案に関与していた審判が不服審査委員会に含まれている場合、審判長は当該審判を外して、新たに別の審判資格保有者を指名しなければならない。</u></p> <p><u>7 不服申立書を受理した後速やかに、審判長は不服審査委員を招集し、不服審査委員会による関係者に対するヒアリング、証拠収集、不服審査委員会での協議を迅速に進めるよう努める。</u></p> <p><u>8 不服審査委員会での協議は必ずしも対面で行う必要はなく、オンライン（E-メール、ライン、電話等）による遠隔協議でも可能である。</u></p>

改正前	改正後
<p>第 77 条 (<u>FISA</u> ルールへの準拠)</p> <p>当協会は、<u>FISA</u> ルールの改訂の内容を迅速に精査し、必要に応じて本規則もしくは競漕細則・各種規定に反映するよう努めるものとする。</p>	<p>第 77 条 (<u>World Rowing</u> ルールへの準拠)</p> <p>当協会は、<u>World Rowing</u> ルールの改訂の内容を迅速に精査し、必要に応じて本規則もしくは競漕細則・各種規定に反映するよう努めるものとする。</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>附則 10 本細則は 2021 年 5 月 21 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p> <p><u>附則 11 本規則は 2021 年 6 月 19 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p> <p><u>附則 12 本細則は 2022 年 3 月 17 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2022 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p>